

週休2日工事  
(受注者希望型)

工事費内訳書  
提出対象工事

建設リサイクル法  
対象工事

打合せ確認欄		
総括監督員	主任監督員	監督員

## 津和野町土木工事仕様書

※契約後速やかに監督員と打ち合わせを行うこと。

照合	次長	照合者

工事名	令和8年度 津和野城跡石垣修理工事			道川名			
査定番号				施工位置	鹿足郡 津和野町 田二穂 地内		
契約の方法及び条件	契約方法	一般競争入札		入札(見積)場所	津和野町 本庁舎 第5・6会議室		
	入札(見積)日時	令和 8 年 7 月 21 日 9 時 35 分 より					
	入札保証金	免除		契約保証金	10/100 以上		
	前払金	40 %		最低制限価格	設ける		
	部分払	工事中 1 回		その他の条件	(1) 町税の滞納のないもの (2) 郵便入札は認めない (3) 再度入札は2回まで		
	完成期日	令和9年3月31日		現場説明	しない		
契約の内容	区分	契約年月日	着手年月日	竣工年月日	請負金額		
	当初契約					円	
	変更契約					円	
	変更契約					円	
	請負者住所・名称						
監督職員	総括監督員		主任監督員		監督員		
記事	本件は、津和野町契約規則等の定めるところにより執行する。						
	(注1) 入札に参加しようとする者の間に別紙に示す資本関係又は人的関係がないこと。						
	(注2) 請負代金の額が500万円以上の工事においては、受注者は中間前払金によるか、又は部分払によるかを契約締結時に選択するものとし、契約締結後の変更は認めないものとする。						
	(注3) 配置技術者について						
	(1) 請負代金の額が4,000万円(建築一式工事は8,000万円)以上の工事については、主任技術者又は監理技術者を工事現場に専任で配置しなければならない。						
	(2) 入札日以前又は入札当日において、他の工事を受注又は落札したことによって配置技術者を配置できなくなった場合は、本工事の入札参加資格を失うため、入札書提出前であれば、入札辞退届を提出すること。また入札書提出後であれば、配置技術者を配置できなくなった旨を届け出ること。						
	(3) 落札後において、配置技術者の重複等によって配置技術者の配置ができないことが明らかとなった場合は、契約前であれば、契約を締結しないこともあり得る。また、契約後であれば契約を解除することもあり得る。						
	(注4) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額を落札額とするので入札書に記載する金額は見積もった契約希望金額(消費税及び地方消費税相当額を含んだ額)の110分の100に相当する金額とすること。この場合、10%に相当する金額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。						
(注5) 落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は契約を締結しません。							
(注6) 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。							
(注7) 本工事は「島根県公共工事共通仕様書」並びに「島根県公共工事共通仕様書 特記事項」を適用する。これらについては、次の島根県ホームページを参照のこと。 <a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousyo/">http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/shiyousyo/</a>							

- 1, 特許権等権利の対象となっている施工方法の指定 (第8条)
- 2, 監督職員を2人以上置く場合のそれぞれの監督員の有する権限内容 (第9条第3項)
- 3, 中等を超える品質を必要とする工事材料 (第13条第1項)
- 4, 監督員の検査を受けて使用すべき工事材料の指定 (第13条第2項)
- 5, 監督員の立会のうえ調査すべき工事材料の指定 (第14条第1項)
- 6, 調査について見本検査を受けるべき工事材料の指定 (第14条第1項)
- 7, 監督員の立会のうえ施工すべき工事の指定 (第14条第2項)
- 8, 見本又は工事写真等の記録を整備すべき工事材料の調査又は工事の施工 (第14条第3項)
- 9, 支給材料及び貸与品の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期 (第15条第1項)  
不用となった支給材料又は貸与品の返還方法 (第15条第9項)  
支給材料の使用方法 (第15条第11項)
- 10, 工事の施工上必要な用地で発注者が確保するものの指定 (第16条第1項)
- 11, 部分払いの対象とする工事材料及び工場製品の指定 (第38条第1項)
- 12, 部分引渡しを受ける部分の指定 (第39条第1項)
- 13, 火災保険その他の保険に付さなければならないもの (第51条第1項)

(別紙)

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社的一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社的一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
1. 工程関係	1. 関連する別途発注工事 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</span>	調整項目 <input type="checkbox"/> 土砂・資材の流用 <input type="checkbox"/> 仮設又は工事用道路の調整 <input type="checkbox"/> 施工順序の調整 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 調整が必要な工事名: 調整が必要な工事の工期:
	2. 施工時期、施工時間及び施工工法の制限 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</span>	制限される工種名: 施工時期及び施工時間: 施工方法:
	3. 他機関等との協議が未完了 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</span>	協議機関名: 協議完了見込み時期:
	4. 他機関等協議による工程条件 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</span>	制限される工種名: 施工期間:
	5. 占用物件工事との工程調整 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</span>	占用物件名 <input type="checkbox"/> 電気 (工事時期: ) <input type="checkbox"/> 電話 (工事時期: ) <input type="checkbox"/> 水道 (工事時期: ) <input type="checkbox"/> ガス (工事時期: ) <input type="checkbox"/> その他 (工事時期: )
	6. 漁業協同組合との調整 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</span>	漁業協同組合名: 内水面漁業協同組合については島根県公共工事共通仕様書特記事項による
	7. 工期	予定工期:令和9年3月26日 工期には、雨天・休祭日、夏期休暇・年末・年始休暇及び官公庁の土曜閉庁日を見込んでいる。
	8. 週休2日工事の試行対象工事 <span style="float: right;"><input checked="" type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>なし</span>	
	9. その他 <span style="float: right;"><input type="checkbox"/>あり <input checked="" type="checkbox"/>なし</span>	内容:

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
2. 用地関係 <small>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</small>	1. 用地補償物件の未処理箇所 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	未処理箇所 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> No. ~No. 完了見込み時期：
	2. 仮設ヤードの指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	仮設ヤード <input type="checkbox"/> 官有地 <input type="checkbox"/> 民有地 使用期間： 別添図面等 <input type="checkbox"/> ヤード位置図 <input type="checkbox"/> ヤード平面図 (面積: m <sup>2</sup> ) 使用条件・復旧方法： 占用料又は借上費 <input type="checkbox"/> 必要 <input type="checkbox"/> 不要
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容：
3. 公害対策関係	1. 施工方法、建設機械・設備等の制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	制限項目 <input type="checkbox"/> 騒音 <input type="checkbox"/> 振動 <input type="checkbox"/> 水質 <input type="checkbox"/> 粉じん <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 施工方法 <input type="checkbox"/> 指定工法名： <input type="checkbox"/> その他： <input type="checkbox"/> 建設機械・設備 工種： <input type="checkbox"/> 作業時間 ( ) <input type="checkbox"/> その他
	2. 事業損失防止に関する調査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調査項目 <input type="checkbox"/> 騒音測定 <input type="checkbox"/> 振動測定 <input type="checkbox"/> 水質調査 <input type="checkbox"/> 地盤沈下測定 <input type="checkbox"/> 近隣家屋の事前・事後調査 <input type="checkbox"/> 地下水位等の調査 <input type="checkbox"/> その他 ( ) 調査方法 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 調査費 <input type="checkbox"/> 計上あり <input type="checkbox"/> 別途協議
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
4. 安全対策関係 <small>※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。</small>	1. 交通安全施設関係の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 交通安全施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 交通誘導員の配置 配置人員: 人(内、交通誘導員A 人)
	2. 近接公共施設等に対する制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	近接公共施設名 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 施工時間の制限 施工時間: <input type="checkbox"/> 作業制限 制限を受ける工種: 制限内容:
	3. 落石、土砂崩落又は発破作業等に対する防護施設 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	防護施設等の配置 <input type="checkbox"/> 別途資料 <input type="checkbox"/> 別途協議 設置期間:
	4. 労働安全衛生法第30条第2項に基づく、特定元方事業者の指名 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	<input type="checkbox"/> 本工事の請負者 <input type="checkbox"/> 工期当初より指名予定 <input type="checkbox"/> 工期途中より指名予定(今後別発注工事があった場合) <input type="checkbox"/> 関連他工事の請負者 ( )
	5. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
5. 工事用道路関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 一般道路(搬入路)の使用制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	経路 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用期間 ( ) <input type="checkbox"/> 使用時間帯 ( ) <input checked="" type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議
	2. 仮設道路の設置条件 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	構造・延長等 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 安全施設等 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議 <input type="checkbox"/> 使用中及び使用後の措置 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> 別途協議
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:
6. 仮設備関係 ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 仮設備の引渡し又は引き継ぎ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	引き渡す(引き継ぎを受ける)仮設備: 引き渡す(引き継ぎを受ける)工事名: 引き渡す(引き継ぎを受ける)時期: 引き渡し時(引き継ぎを受ける時)の条件:
	2. 仮設物の構造及び施工方法の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	構造・設計条件 <input type="checkbox"/> 別添図等 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 施工方法の指定 工法名: <input type="checkbox"/> 設計条件の指定 制約事項:
	3. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:



## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
9. 排水工 (汚水処理を含む) ※任意であっても、受注者の責によらない事由と認められた場合は変更対象となる。ただし、事前に発注者と協議を行わず施工した場合は変更対象としない。	1. 汚水・泥水の排水制限 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容
	2. 水質調査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	調査項目
	3. 水中ポンプ <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	口径: 台数: <input type="checkbox"/> 常時排水 <input type="checkbox"/> 作業時排水
	4. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
10. 薬液注入	1. 薬液注入 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	工法区分: 注入材料 <input type="checkbox"/> 溶液型 <input type="checkbox"/> 有機 <input type="checkbox"/> 無機 <input type="checkbox"/> 懸濁型 <input type="checkbox"/> 瞬結 <input type="checkbox"/> 中結 <input type="checkbox"/> 長結 施工範囲 対象土量:                      m <sup>3</sup> 対象範囲の土質: 削孔 削孔間隔及び配置: 削孔総延長: 削孔本数 注入量 総注入量: 土質別注入率: その他

## 施工条件書

明示項目	明示事項	制約条件等
11. その他	1. 工事用資機材の保管又は仮置き場の指定 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	場所: 期間:
	2. 現場発生品 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	品名: 引渡場所: 運搬距離:
	3. 植栽保険 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	樹木名・本数等:
	4. 中間検査 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	検査回数: <input type="checkbox"/> 1回 <input type="checkbox"/> 2回
	5. 部分使用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	部分使用範囲: 目的: 部分使用期間:
	6. 技術管理上特に必要な資料 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	資料名:
	7. 台帳の作成 <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	対象台帳: 石材修理調査カード
	8. 遠隔臨場試行要領の適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	「建設工事等の現場の遠隔臨場に関する試行要領(案)」に基づき、 受発注者協議のうえ適用の可否を確認 島根県技術管理課HP: <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/">https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/</a>
	9. 島根県検査書類限定型工事試行要領の適用 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	「島根県検査書類限定型工事試行要領」に基づき、受発注者協議のうえ適用 の可否を確認 島根県技術管理課HP: <a href="https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/">https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/hin/</a>
	10. その他 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし	内容:

## 建設廃棄物の処理に関する特記仕様書

1. 建設廃棄物の処理は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）及び島根県建設副産物処理要領に基づいて行うこと。
2. 建設廃棄物の処理を委託する場合は、建設廃棄物処理法の許可を得た業者に委託するか、個別指定を受けて適切に処理すること。この場合は、書面で委託契約を締結し、工事完成時に委託契約書を提示すること。
3. 建設廃棄物が適正に処理されたことを産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより確認し、処理完了後にD票及びE票、または電子マニフェストから印刷した受渡確認票（JWNETのロゴマーク付き）を提示すること。  
また、マニフェストをもとに種類毎の処理量の集計表（建設発生木材のみ様式あり。その他は様式を問わない）を作成し、提出すること。
4. 受注者が自ら処理する場合は、処理前後を対比して処理数量及び処理状況が確認できる図面、写真等の資料を提出すること。
5. 建設廃棄物の処理について、管轄の保健所と協議した場合はその資料の写しを提出すること。
6. 本工事の施工に伴い発生した建設廃棄物は、以下により処理すること。

**(1) 建設発生木材（伐木・除根材を含む）**

**【建設発生木材を再資源化施設へ搬出する場合】**

工事現場から搬出する場合は、原則として再資源化施設に搬出すること。ただし、工事現場から50 kmの範囲内に再資源化施設がない場合、または以下の1) 及び2) の条件を共に満たす場合は、再資源化に代えて縮減（焼却）することができるものとする。

- 1) 工事現場から再資源化施設までその運搬に用いる車両が通行する道路が整備されていない場合
- 2) 縮減をするために行う運搬に要する費用の額が再資源化施設までの運搬に要する費用の額より低い場合

廃棄物処理施設

建設副産物の種類	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	建設発生木材	建設汚泥 (中間処理～最終処分)	その他 ( )
① 受入れ場所			(株) 石州リサイクル		
②受入れ時間帯	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄	8時00分～ 16時30分迄	時 分～ 時 分迄	時 分～ 時 分迄
③受け入れ費用	受け入れ費用については、平日を見込んでいます。				
④仮置き等					
⑤受け入れ条件	最大粒径 cm程度	最大粒径 cm程度			
備 考					

8. 建設発生木材の運搬処理について

本工事に伴い発生する木材については、有価物として利用又は売却に努めるものとし、建設発生木材の有効利用及び廃棄物の減量化を図ること。有価物として利用又は売却できない建設発生木材については以下により適正に処理すること。

**(1) 運搬処理計画について**

本工事に伴い発生する木材（伐木・除根材を含む）の運搬処理は、普通ダンプトラック 10t 6 台により運搬し、処理量 30t とし、運搬車両は仮定規格、運搬処理量は概算数量として見込んでいる。

このため、受注者は、着手前に使用できる運搬車両、効率性等を考慮し、最適な運搬処理計画（運搬車両規格、荷台寸法、計画台数等）を立案し、施工計画書へ記載のうえ、予め監督職員と協議を行うこと。

と。

運搬車両規格については、計画の妥当性が認められる場合は設計変更の対象とする。

但し、受注者の責による場合はこの限りではない。

また、処理量については、マニフェストによる数量確認により設計変更の対象とする。

## (2) 運搬車両への積込みについて

木材を運搬車両へ積込む際には、かさばらない状態で積込み、減量化に努めるものとする。

かさばらない状態とは、幹については枝葉を切り落とし2～3m程度に切断し、雑木や枝葉等がかさばるものについては1m程度に切断した状態で積込み、空隙を極力少なくした状態をいう。ただし、処理施設側で長さ等の制限がある場合はこれに従うものとする。

## (3) 運搬台数等の管理について

建設発生木材のダンプトラック搬出にあたっては、搬出前に、運搬車両の規格、荷台寸法毎に1台当たりの搬出量（体積）が確認できる荷姿の写真を撮影し、監督職員に報告すること。運搬台数の設計変更にあたり、発注者は、受注者に「（様式）建設発生木材運搬集計表」の提出を求めること。この際、併せてマニフェスト原本の提示を求め、提示されたマニフェスト（D票もしくはE票）と、集計表の整合性を確認すること。

運搬台数については、マニフェストが $m^3$ 単位の場合は、処分実績量を、先に写真で確認したダンプトラック1台あたりの荷台体積で除して算出する。

マニフェストが重量単位の場合は、運搬車両の規格ごとに、満載の状態でトラックスケールに乗った写真及びその重量がわかる写真を添付し、使用するダンプトラック1台あたりの運搬体積（先に報告されたもの）に対応する重量（t）を決定する。その上でマニフェストの総処分実績量（t）を、1台あたりの対応重量で除して台数を算出する。

なお、算出台数より実績台数が少ない場合は、実績台数で設計変更を行う。

上記の算出方法に依りがたい場合は、発注者と協議の上精算台数を決定すること。

※運搬処理についての取扱い詳細、集計表の様式については、通知「建設発生木材の取扱い」を参照のこと。以下より入手できる。

技術管理課HPトップページ「積算基準、単価、基準等の重要なお知らせ」>

設計・積算等の重要なお知らせ お知らせ一覧 >

## 津和野町週休2日工事特記仕様書

本工事は、津和野町週休2日工事（以下「週休2日工事」）の対象である。

### 1 定義

- (1) 「週休2日工事」における「完全週休2日（土日）」とは、対象期間の全ての週において、土曜日と日曜日の両日（以下、土日）に現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所完全週休2日（土日））をいう、ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、振替日として土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。
- (2) 「週休2日工事」における「月単位の週休2日」とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態（以下、現場閉所月単位4週8休以上）をいう。
- (3) 「対象期間」とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が週休2日の対象外とする期間は含まない。
- (4) 「現場閉所」とは、巡回パトロールや保守点検等、監督職員が必要と認めた現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された状態をいう。

なお、現場事務所または会社等で当該工事に関連する事務作業を行う場合は現場閉所とはならない。

### 2 実施方法

- (1) 受注者は、契約後、＜工期に関する特記仕様書＞に定める「週休2日工事」を確保できる工期を受発注者間で共有した後、「休日取得計画表」等により取得計画を施工計画書に記載し、監督職員へ提出するものとする。
- (2) 受注者は、受注者希望型においては、契約後、施工計画書の提出時に「週休2日工事」または「週休2日交替制工事」の実施希望の有無を発注者に書面（別記様式1）にて報告するものとする。
- (3) 受注者は、「週休2日交替制工事」を実施する場合は、施工計画書に技術者及び技能労働者の休日の確認方法を記載し、提出するものとする。

### 3 実施報告

#### (1) 週休2日工事

受注者は、対象期間終了後、すみやかに対象期間全体の休日等取得実績表を提出しなければならない。

なお、休日等取得実績表の提出にあたっては、津和野町週休2日工事要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、現場閉所の取り扱いに疑義がある現場作業については、監督職員へ確認しなければならない。

#### (2) 週休2日交替制工事

受注者は、対象期間終了後、速やかに休日取得状況表を提出しなければならない。  
また、監督員から請求があった場合は、施工計画書に記載した休日取得状況表の確認根拠となる資料を提示しなくてはならない。

なお、休日等取得状況表の提出にあたっては、津和野町週休2日工事要領及びQ&Aを確認のうえ作成すること。その際、休日の取り扱い及び対象期間等に疑義がある場合は、監督職員へ確認しなければならない。

#### 4 工事費の積算及び設計変更

発注者は、「発注者指定型」においては、それぞれの経費に現場閉所月単位4週8休以上の補正係数を乗じた予定価格で発注するものとする。なお、完全週休2日（土日）を達成した場合は、精算時に完全週休2日（土日）の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日を達成することができなかつた場合は、補正なしとして変更するものとする。

発注者は、「受注者希望型」においては、週休2日の取り組みに際して、対象期間中の現場の閉所または休日状況に応じて、津和野町週休2日工事要領別紙1のとおり、それぞれの経費に補正係数を乗じて設計変更するものとする。

「発注者指定型」、「受注者希望型」いずれの取り組みを行った場合であっても、現場閉所率または休日が確保できなかった事由について、疑義がある場合は受発注者協議により確認すること。

#### 5 履行証明書

発注者は、（2 実施方法）により週休2日に取り組み、月単位4週8休以上の現場閉所または休日が確認でき、かつ竣工検査に合格した工事について、週休2日工事履行証明書（様式2）により、発注者に履行証明を求めることができる。

#### 6 提出書類の虚偽

提出された休日等取得実績表、または休日取得状況表に、虚偽の記載が工事中あるいは工事完了後に判明した場合、建設業法等に基づき、不誠実な行為として取り扱う。

# 令和8年度 津和野城跡石垣修理工事 特記仕様書

## 工事概要

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 1. 工事名称 | 令和8年度津和野城跡石垣修理工事         |
| 2. 施工場所 | 島根県 鹿足郡 津和野町 田二穂 地内      |
| 3. 工事種目 | 仮設工 L=21m                |
|         | 石垣解体工 A=37m <sup>2</sup> |
|         | 撤去工 A=53m <sup>2</sup>   |

## 特記仕様書

### 1. 共通特記事項

#### 1. 適用範囲

本工事に際して使用する図書等は下記による（優先順位順）。

- (1) 現場説明書（質疑応答書を含む）
- (2) 本特記仕様書（以下「特記」と称す）
- (3) 設計図書
- (4) 「石垣整備のてびき」（文化庁文化財部記念物課監修）
- (5) 「都市公園技術標準解説書、工事仕様書編」（日本公園緑地協会 最新版）
- (6) 島根県公共工事共通仕様書

#### 2. 用語の定義

- (1) 承諾とは、請負者がその責任において事前に計画、立案した事項について、監督員が承認すること。または既成事実の正当性の内容に対して同意することをいう。
- (2) 検査とは、材料及び工事を設計図書と照合して点検検査を行い、工事を完成するために合格か否か判定することをいう。
- (3) 立会とは、請負者がその責任において行う検査、試験または確認業務に監督員が同席してその内容を見届けることをいう。
- (4) 指示とは、監督員が指示事項を請負者に示し、実施を求めることをいう。但し、軽易な工事については監督員の承諾を受け、作成を省略することができる。
- (5) 協議とは、監督員と請負者とが対等の立場で合意することを言う。
- (6) 報告とは、請負者がその責任において、調査、計画、立案、選定または実施した事項を監督員に通知すること。

#### 3. 品質、技術管理

- (1) 請負者は、本工事に関する主任技術者を定め、その氏名を書面により発注者に通知すること。技術担当者を変更したときも同様とする。
- (2) 技術管理担当者は、「品質管理」「写真・展開図による出来形管理」「工程表による工程管理」等の技術管理を実施すること。ただし工事の進捗に伴い必要な事項が生じた場合には、追加することがある。
- (3) 請負者は、本工事に関する主任技術者を定め、その氏名を書面により発注者に通知すること。技術担当者を変更したときも同様とする。
- (4) 技術管理担当者は、「品質管理」「写真・展開図による出来形管理」「工程表による工程管理」等の技術管理を実施すること。ただし工事の進捗に伴い必要な事項が生じた場合には、追加することがある。
- (5) 主任技術者は工種毎に横線式またはネットワーク式その他による工程表を作成し、着工前

に監督員に提出すると共に、工程の完全な遂行を図る。

- (4) 主任技術者は工程表とは別に、工種毎に図面確認・材料手配から工事完了までの詳細な手順書を着工前に作成し工程表と合わせて監督員に提出し、承認を得ること。
- (5) 技術管理担当者は工程管理を行い、毎月監督員に進捗状況及び次月の詳細工程を報告し、承認を得ること。
- (6) 主任技術者は、工事の施工順序に従い工事写真及び出来形確認図を作成し、監督員に提出すること。工事写真のうち着工前と完成写真及び主要な構造を示す写真は原則としてデジタルカメラ（800 万画素以上）とし、プリントサイズは監督員の指示とする。工事着手前、施工中、及び完成後におけるそれぞれの写真撮影箇所、枚数、整理方法等については監督員の指示に従うものとする。竣工写真は着工前と同じアングル撮影を行い、工事前と完成状況が比較できるものとする。
- (7) 主任技術者は水中、地下に埋設する工事等完成後目視出来ない工事の施工箇所については、原則として監督員の立会を求め、測定及び工事写真の撮影を行う。  
工事写真は工事説明用の黒板（H60 cm×W45 cm程度市販品）により工事名称、工種、工事内容を説明したものを対象工事と共に撮影する。工事写真は、各工種の写真と共に、着手前の状態と完成後の状態を同アングルで撮影すること。
- (8) 各工種共、施工前に使用材料の詳細を示した材料承認願いと共に施工図を作成し、監督員に提出し承認を得ること。
- (9) 施工図及び出来形確認図は原則としてCAD（AutoCAD での使用が可能なもの）によるものとする。
- (10) 工事写真、施工図、出来形確認図等のデータはCD-ROM等の記録媒体にデータを収録し提出すること。データの整理方法は監督員の指示に従うこと。

#### 4. 一般工事

- (1) 本施工場所は国指定史跡であり、遺構保全を最優先すること。したがって遺構保全の観点から、あらかじめ津和野町教育委員会担当者から遺構に関する聞き取りを行うと共に、遺構図等により工事箇所周辺の既存遺構位置を確認し、遺構破損が生じないように対処する。工事に伴う掘削は最小限にとどめ、掘削を伴う場合においては、監督員および教育委員会担当者の指導に従い、遺構もしくは遺物を確認した場合には、ただちに工事を中断、協議し、監督員の指示に従うこと。
- (2) 本工事着工前に施工計画書及び施工図を作成し、監督員と協議し承諾を受けること。
- (3) 施工にあたって、監督員の指示により詳細な日報、記録等を作成し監督員に提出し承諾を得ること。
- (4) 修理工事の箇所及び方向に関しては、事前に位置出しを行い監督員の承諾を得ること。
- (5) 本工事においての高さ及び位置は別途実施された津和野城跡測量成果によるものとし、必要と認められた位置に仮ベンチマークを設置し監督員と共に確認の上決定し、高さを

提示し承諾を得ること。設置した仮ベンチマークは、工事期間中保護すると共に、図面に位置及び高さを示し、監督員に提示すること。

- (6) 本工事において地下遺構、石垣・石段等の既存構造物を破損しないよう、事前に確認し工事報告書としてまとめ提出すること。
- (7) 使用材料については、性能表・図面等と共にサンプルを提出し、性能、材質、形状、色、などについて監督員の承諾を得ること。
- (8) 工事内容が変更になった場合には変更箇所と数量について表示した変更図を作成し、監督員に提示すること。工事竣工時に上記の提出書類及び竣工図を整理し、工事報告書としてまとめ提出すること。
- (9) 請負人は交通保安に関し、必要な場合には所轄警察署及び地元関係者に連絡し危険防止に努めること。
- (10) 本工事の施工にあたり当然必要と認められる些少の工事箇所については、請負人の負担において監督員の指示により施工すること。
- (11) 遺構部分又は遺構に接近した部分の掘削、改変にあたっては施工に先立ち教育委員会担当者の立ち会い又は発掘調査を受けること。
- (12) 本工事における資機材の搬出入にあたっては事前に監督員の承認を得ること。資材置き場、現場加工場所についても事前に承認を得ること。また周辺居住者及び周辺来訪者の安全を確保するため、誘導員、監視員など必要に応じて配置すること。
- (13) 搬出入の指定経路は良好な維持管理を行うこと。特に通路部分については、路面の維持補修、滞水の防止と排除等、常に注意を払うこと。また土埃が発生しないよう散水するなど必要に応じて対処すること。
- (14) 請負者は本工事における定例会議及び現場打ち合わせが可能な広さを有する仮設事務所を設置し、図面等必要図書を常備すること。仮設事務所の設置場所、設置期間については事前に監督員の承認を得ること。
- (15) 請負者は、定例会議（毎月 1 回以上開催）及び現場打ち合わせ（適宜開催）に出席すると共に、進捗状況・工事予定について説明すること。また、監督員及び監理受託者が必要に応じて開催する打ち合わせには、適宜必要図書、材料を準備し、出席すること。会議・打ち合わせ終了後すみやかに協議記録を取りまとめ、監督員及び監理受託者に提示すること。
- (16) 本工事区域は史跡指定地内であり、修理・整備等については津和野城跡整備検討委員会の指導により検討・施工が進められている。
- (17) 委員指導時には必ず立ち会い、その意見遺漏無きようにし、指導に従うこと。指導時には、現地に試験施工見本、材料見本、試作品を適宜準備し、見学用足場を設置するなど専門委員が安全に指導し易い環境を整えるとともに、関係図書類を事前に準備すること。又専門委員の質問を理解し、回答する能力を有する石工が立ち会い、協議記録を提示すること。

- (18) 工事区域内及び現場事務所周辺の整理整頓を励行し、発生ゴミ・廃棄物は速やかに処分する事。また工事中工事区域内の雑草が繁茂しないよう除草に努めること。
- (19) 工事区域内への車両乗り入れは最小限度の必要車両に限定し、その他の関係車両は現場事務所周辺等承認を得た場所に駐車する事。
- (20) 教育委員会による発掘調査及び実測、写真記録時には周辺の作業を休止し、教育委員会担当者の指示に従うこと。
- (21) 本工事は、別途委託する監理業務委託により工事監理を行うため、受託者との連絡調整を密に行い指示に従うこと。
- (22) 本工事の竣工後、監督官庁等の検査前における手直し及び監督員の指示する修繕は請負者の負担において行うこと。
- (23) 工事期間中委員会専門委員の現場指導、視察行われる場合には、場内整理清掃及び一定期間の工事休止に協力すること。
- (24) 本工事施工箇所への車両運搬については、通称三本松と言われる地点（大手道の西側）に接続している工事用道路を使用可能であるが、この道路の通行車両は最大4 t ダンプ程度とする。工事期間中の工事用道路の維持管理は請負者によるものとする。
- (25) 三本松から施工箇所までの作業道は有効幅員 3m、最大勾配 25%（14°）程度のクラッシュラン路面を想定しているため、三本松から施工箇所まではクローラータイプの車両のみ通行可能。工事期間中の作業道の維持管理は請負者によるものとする。

## 5. 疑義の解釈

本工事の設計図書に関する疑義は工事契約前に質疑応答をもって確かめて置かねばならない。なお、工事中に疑義を生じた場合は、監督員の指示を受けるものとする。

## 6. 現場の納まりなどの軽微な変更

現場の納まり、取り合わせなどの関係で、材料、寸法、位置または工法等を多少変更するなど軽微なものは、監督員と協議の上施工すること。このときは設計変更を行わない。

## 7. 官公署その他への手続き等

- (1) 工事施工に必要な関係官公署等への諸手続きは、請負者において迅速に処理しなければならない。これらの諸手続きに要する費用は請負者の負担とする。
- (2) 関係官公署、付近住民などに対して交渉を要するとき、または交渉を受けたときは、速やかにその旨を監督員に申し出て協議するものとする。

## 8. 提出書類

請負者は、監督員が別に示す書式により、指定する期日までに関係の書類を提出しなければならない。

## 9. 法令の遵守

- (1) 請負者は、工事の施工に当たり、労働安全衛生法、建設業法等諸法令に定める工事に関する諸法規を遵守、工事の円滑な進捗を図らなければならない。なお、諸法令の、運営適用は、請負者の負担と責任において行うこと。
- (2) 「建設業退職金共済制度」および「建設労災補償共済制度」の運用については、請負者の負担と責任において行わなければならない。

## 10. 下請業者及び資材業者の選定及び届出

請負者は工事着手に先立ち、各下請業者及び資材業者を選定し、下記事項を具備した名簿を作成し、監督員に提出すること。石垣修理工事に従事する責任者(文化財石垣技能者(若しくは技術者))は、過去5年以内に国指定史跡内の城郭石垣の修復工事(解体・修復工事共)に棟梁若しくは現場責任者として従事したことがある経験者で、且つ石垣の構造や形式、用語等が理解できる者とし、その証を提示すること。

- (1) 製造会社及び施工会社(代理店扱いの時は併記)
- (2) 電話番号
- (3) 担当者名
- (4) 過去5年以内に経験した国指定史跡内の工事名及び当時の役割
- (5) 摘要欄(文化財工事に関する過去の実績記入等)

## 11. 日雇労働者

請負者は「公共事業への日雇労働者吸収要綱」(昭和51年7月30日51労職労第221号)を遵守し、自己の負担と責任において運営適用しなければならない。

## 12. 別契約の関連工事

請負者は工事現場が隣接し、または同一場所において別途工事がある場合は監督員の指示により当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な進捗を図らなければならない。

## 13. 発生材の処理

- (1) 工事の施工に伴い生じた発生品(以下「発生品」という)のうち、特記または監督員の指示により引渡しを要するものは指定する場所で書類を添えて監督員に引き渡すこと。
- (2) 発生材のうち引渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、関係法令等に従い請負者の責任において適切に処理しなければならない。特に除伐木材・汚泥等の処分に当たっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)等に基づき適正に処分することとし、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないよう請負者の責任において行うこと。

#### 14. 土砂・資材等の運搬

請負者は、土砂・資材等の運搬に当たり積載超過のないように行わなければならない。

#### 15. 住民等に対する広報等

請負者は、施工の方法等が周辺住民や通行者に影響を及ぼすおそれがある場合には協力を求めるための広報など必要な措置を講じなければならない。

#### 16. 施工図・原寸図・材料等

請負者は、施工図、加工図等を必要に応じて速やかに作成し監督員の承諾を受けること。石材については種類、材質とも史跡地内の在来のものに倣うことを原則とする。また、使用する全ての材料についてサンプル及び性能資料を提出し、監督員の承諾を得ること。

#### 17. 工事の報告及び記録

- (1) 工事の進捗状況など現場の状態を監督員の指示により報告すること。
- (2) 請負者は監督員が指示した事項及び監督員と協議した事項について正確に記録し、これを系統的に処理すること。

#### 18. 工事記録

請負者は工事全般にわたっての工事の記録写真撮影を行い、監督員が随時閲覧できるように整理編集するとともに工事完了時に写真帳とし、写真データとともに提出すること。特に工事完了後に撤去または隠蔽され確認が不可能となる部分については設計図書通り施工されていることを確認できるように主要な部分を撮影すること。

#### 19. 完成図書

「共、仕」による他、監督員の指示による。完成図は原則として設計図のデータを全面修正のうえ提出する。又数量の増減については監督員の立ち会い又は確認のうえ、当初数量と比較できるように提示すること。

## 2. 各工事特記事項

### 1. 仮設工

- (1) 施工箇所は地盤自体が遺構面であるため、工事に先立ち十分な養生を行い、地盤を傷めないよう充分配慮すること。
- (2) 上面養生の範囲で、遺構石等が露出している場合には土嚢で養生を行い、毀損すること無きよう留意すること。
- (3) 石垣上面に設置する仮設路の下部の掘削部分は、既存大型土嚢を移設して支えるが、隙間や高低差が生じる場合には適宜土砂による埋め立てや、高さ調整を行い、仮設路に不陸が生じないように対応する。既存大型土嚢を移設することで石垣の不安定化を生ずる場合には、移設を取りやめ、監督員と協議すること。

### 2. 石垣修理工

修復全般の工事については、「石垣整備のてびき」（文化庁文化財部記念物課監修）にもとづき行うこと。

#### 【既存石解体に係る事項】

- (1) 解体範囲については、石材表面の清掃後監督員に確認し、再度承認を得ること。
- (2) 解体前に、修理に係る石材にガムテープ等により番号を付け、解体時には見え隠れ部分に同じ番号を墨書きすること。さらに平面図にその番号を記録し、石材調査カードの番号と対応すること。又石材修理に伴い解体石の役石等が確認された場合には、どの石材の役石か判断可能な番号を付け、該当石材と共に仮置きすると共に、石材調査カードに写真と共に記録すること。（末尾添付の石材調査カード見本参照）
- (3) 解体前に上面から写真を撮影し、修理資料とする。写真撮影時には番号が識別可能な距離、画質として、解体範囲全体を網羅し周辺の関連石材等との関係も含めて撮影記録すること。
- (4) 石材の解体前に修復時の基準となる基準点を既存石材等に設定し、公共座標管理すること。
- (5) 石材解体時には個々の石材の情報を整理記録した石材調査カードを作成すること。作成するカードは、修理工事の棟梁が修復時にどのような情報が必要かを判断し、最終的な書式を決定すること。又記載前に監督員の承認を得ること。
- (6) 修理部分の解体前に関係者（請負者、石工棟梁、監督員、監理者等）が各石材の特徴（積み方、勾配、変状箇所、変状原因、石質、割れ等、周辺状況等）を確認し、石材調査カードへの記録方法、発掘調査の必要性、施工手順等を確認し、お互いの役割分担を決定し確認すること。
- (7) 石材解体時には、教育委員会による発掘調査が行われるが、解体工事と作業調整を行い、発掘調査に協力すること。又解体工事時に遺物を発見した場合には、工事を中断し、教育委員会に連絡すること。

- (8) 石材解体にあたっては、解体する毎に石材の寸法や関連石材の状況が確認できるように上部から写真記録し、通信等により解体中は毎日監督員及び監督員に知らせること。また、解体石材若しくは崩落石材は、撤去前に元の位置が確認できるように、平面図、立面図等に石材番号を記載すること
- (9) 解体した石材は、毀損すること無きよう仮置き場に仮置きするが、石材番号が認識できるように仮置きし、仮置き場所を記録したうえで工事後監督員に提出すること。
- (10) 解体時に得られた情報（背面構造、地盤状況、石材の割れ等）はとりまとめて監督員に報告し、関係者が共有し、必要な場合には修理工事の変更を検討する。
- (11) 石垣解体に係る背面掘削は、表面から深さ1mの範囲は人力掘削、1mより深い箇所は、人力機械併用掘削とする。
- (12) 掘削土砂は、栗石と土砂が混在している可能性が高いが、仮置き場では、栗石と土砂を分類して仮置きすること。土砂については、シート養生し、雨水で流れないように保護すること。
- (13) 石垣解体範囲の既存保護金網については、撤去するが、撤去することで石垣が不安定化する場合には、監督員と協議する。金網撤去に伴いアンカーを撤去する場合には、アンカーの下部まで無理に撤去せず、アンカーを切断する等により、既存アンカー部分をむやみに乱さないよう留意すること。
- (14) 解体石垣に係る樹木根については、石垣解体時に必要な部分の除根を行う。その際石材を棄損することの無いように留意すること。除根した残材は、土砂等の混入が無いようにしたうえで、処分する。



# 文化財石垣技能者（技術者）調書

津和野町長 様

令和8年度津和野城跡石垣修理工事において、下記の者が石垣修理工事を担当することにいたします。

技能者（技術者）氏名	
〃 住所	
本人確認電話番号	
所属名	
所属先住所	
所属先電話番号	
技能者（技術者）の経歴	
国指定史跡城郭名	
責任ある立場に関わった工事名	
発注者名	
工事における立場（役職）	
施工年月 （〇年〇月～〇年〇月）	

令和 年 月 日

会社名

住所

代表者名

印

# 島根県 津和野町管内図



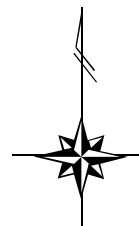
●令和8年度津和野城跡石垣修理工事

1:100,000

平成十七年九月

(不許複製) 津和野町

# 位置図



施工位置：島根県鹿足郡津和野町田二穂

